

国自保第 149 号  
国自技第 104 号  
国自整第 48 号  
平成 14 年 6 月 28 日

「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて」の一部改正について

保安基準適合証に記載する自動車損害賠償責任保険証書の保険会社名の略称については、「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて」(昭和 44 年 12 月 26 日付け自保第 342 号、自整第 295 号、自車第 1393 号)により定められているところであるが、今般、保険会社名略称を下記の通り改正したので通知します。

(改正理由)

自動車損害賠償責任保険を取り扱う損害保険会社の日産火災海上保険(株)と安田火災海上保険(株)合併し、7 月 1 日から業務を開始していることから保安基準適合証に記載する損害保険会社等の名称の略称について、当該保険会社略称を新たに定め、当該通達別記 2 保険会社名称略称表を改正することとした。

保険会社名略称表別記 2

(中略)

改定前

改定後

旧安田火災、旧日産火災

損保ジャパン